

羽 生 市

自動販売機設置事業者募集要領

(公募型見積合せ説明書)

令和5年8月

羽生市企画財務部財政課

## 目 次

1	設置事業者決定までのスケジュール	1
2	応募から自動販売機設置までの手続き	2
3	貸付・設置条件等	3
4	物件調書	6
5	問い合わせ先	6

### <様式>

市有財産借用申込書（様式第1号） P 7

自動販売機の管理関係等に関する届出書（様式第8号） P 8

### <資料>

市有財産有償貸付契約書（案） P 9

災害時における自動販売機内商品の無償提供に関する協定書（案） P 13

災害時における自動販売機内商品の無償提供要請書（様式第9号） P 15

自動販売機専用鍵管理者通知書（様式第10号） P 16

災害時緊急連絡体制表（様式第11号） P 17

## 1 設置事業者決定までのスケジュール

### (1) 募集要領の配布

令和5年8月18日(金)から

※募集要領は、財政課窓口（羽生市役所2階南側）で配布するほか、市ホームページからもダウンロードできます。



### (2) 市有財産借用申込書の受付期間

令和5年8月31日(木)から令和5年9月7日(木)

※必要書類を提出してください。なお、郵便、FAX、電子メールによる提出はできません。

提出先：羽生市役所 企画財務部 財政課 契約係（羽生市役所2階南側）  
9時から17時まで（12時から13時までを除く。）



### (3) 見積合せ日時

令和5年9月8日(金) 午前10時



### (4) 設置予定者の決定

令和5年9月11日(月)

※申込の結果はホームページにてお知らせします。



### (5) 契約締結

令和5年9月18日(月)まで

※設置予定者決定後、所定の期日までに市と契約を締結していただきます。



### (6) 自動販売機の設置

令和5年10月1日(日)から設置可能です。

※令和5年10月31日までに設置してください。具体的な設置スケジュールについては、施設管理者と協議の上決定します。

## 2 応募から自動販売機設置までの手続き

自動販売機設置に係る市有財産貸付入札を行った結果、応札が無かった物件について、設置事業者を募集します。事業者の決定につきましては、公募見積合せの形式で実施しますので、本件への参加を希望される方は、本募集要領の内容を熟読の上、設置事業者決定後の辞退や契約期間中の撤退等がないよう十分検討し、お申し込みください。

### (1) 募集要領の配布

募集要領その他関係書類は、市ホームページ内財政課のページに掲載するほか、財政課窓口（羽生市役所2階南側）で配布します。

配布開始：令和5年8月18日（金）から ※ホームページ掲載も同様

配布場所：市役所2階財政課契約係（羽生市役所2階南側）

### (2) 市有財産借用申込書の提出

#### ①受付期間

令和5年8月31日（木）から 令和5年9月7日（木）まで  
受付時間：9時から17時まで（12時から13時までを除く。）

#### ②受付場所

埼玉県羽生市東6丁目15番地  
羽生市役所 企画財務部 財政課 契約係（羽生市役所2階南側）  
電話 048-561-1121（内線373）

#### ③提出方法

上記の受付場所に、書類を直接持参してください。  
※郵便、FAX、電子メールによる提出はできません。

#### ④申込書についての注意事項

- ア) 申込書は市有財産借用申込書（様式第1号）を使用してください。
- イ) 申込書は物件番号ごとに封筒に入れ密封し、かつ表面（封筒表）には「自動販売機設置事業者公募」「物件番号〇番」及び応募者名称を記入してください。
- ウ) 応募者名称は、封筒に印刷されている社名でも構いません。

#### ⑤無効な申込み

- 次のいずれかに該当する申込みは無効とします。
- ア) 同一の物件に対し2つ以上の申込みを行ったとき
  - イ) 申込書の金額、指名、印影又は重要な文字が誤脱し、または不明確なとき
  - ウ) 記名押印を欠く申込書及び金額を訂正した申込み

#### ⑥その他

- ア) 提出した申込書は、その理由の如何を問わず書き換え、引き換え、撤回することはできません。
- イ) 特別な事情があると認めるときは、公募を延期又は取りやめることがあります。

### (3) 設置者予定者の決定

#### ①見積合せ

実施日：令和5年9月8日（金） 午前10時

#### ②見積金額

貸付料率により定める貸付料とします。

市有財産借用申込書に記載する貸付料率は、月毎の総売上金額（税抜）に乗じる率とし、小数点以下第1位まで記載してください。

③決定方法

ア) 最高の貸付料率をもって有効な申込を行った者を設置予定者とします。

イ) 設置予定者となるべき者が2者以上あるときは、本件に関係のない市職員によるくじ引きで決定します。

④結果の通知

結果は、令和5年9月11日（月）に市ホームページにおいて物件ごとの設置予定者の名称及び貸付料率を公表します。

⑤設置予定者の決定取消

設置予定者が下記のいずれかに該当する場合、設置予定者としての資格を取り消すものとします。

ア) 契約締結期限までに契約書が提出されなかったとき

イ) 設置予定者が著しく社会的信用を損なう行為等により、設置事業者としてふさわしくないと本市が判断したとき

※) 上記のいずれかにより、設置予定者としての決定を取り消したとき及び設置予定者が契約を締結しないときは、当該設置予定者の次に高額の貸付料率を示した者と随意契約交渉を行うものとします。

(4) 契約締結

①設置予定者決定後、令和5年9月18日（月）までに契約を締結します。契約の際には、自動販売機の管理関係等に関する届出書（様式第2号）及び設置を予定している自動販売機のカatalog（コピー等で可）を提出してください。

②契約の締結及び履行に関する費用については、全て設置予定者の負担とします。

③契約保証金は免除とします。

(5) 自動販売機の設置

自動販売機は、令和5年10月1日（日）から設置することができます。また、自動販売機は遅くとも令和5年10月31日（火）までに設置するようにしてください。自動販売機の設置は上記の期間で予め施設管理者と日程調整を行ってください。

### 3 貸付・設置条件等

(1) 貸付対象物件

物件番号	施設名称	所在地	貸付場所	貸付面積
⑭	村君公民館	下村君 2227 番地	敷地内の一部 (建物玄関付近)	1.20 m <sup>2</sup>

(2) 貸付期間・設置期間

令和5年10月1日から令和8年9月30日までの間

(3) 自動販売機の仕様

①寸法

番号	幅 (mm)	奥行 (mm)	高さ (mm)	使用可能面積 (㎡)
物件番号⑭	1 2 0 0	1 0 0 0	2 5 0 0	1. 2 0

【注意】

- ※1) 原則、貸付面積には、放熱余地・子メーター設置部分を含むものとし、空き容器回収ボックス設置部分は含まないものとする。
- ※2) 設置場所については6ページを参照のこと。
- ※3) 設置は物品番号ごと1台とする。  
また、自動販売機の機種によっては、商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障がある場合もあるので、それらの支障がないか応募前に設置場所の確認をすること。

②設置条件

- ア) 「学習省エネ機能」「ピークカット」「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入したノンフロン対応機であること。
- イ) タイマーによる電気調節等、閉庁日及び開庁日の勤務時間外については、自動販売機の照明を消灯することができる機種であること。
- ウ) ユニバーサルデザイン  
低い位置に設置された商品選択ボタン、できる限りかがまずに商品を取り出せる取出口、硬貨を一度に投入することのできる一括投入口、商品取出口や硬貨投入口への点字表示など、年齢や性別、障がいの有無等を問わず、誰にでも使いやすいよう工夫された機器を設置すること。

③災害救援ベンダー仕様

物件番号⑭については、設置場所が地域活動センターを兼ねていることから、災害救援ベンダー仕様の自動販売機とすること。※設置事業者は、担当課と「災害時における自動販売機内商品の無償提供に関する協定書」を締結し、災害時におけるサポートをすること。

(4) 自動販売機の設置・管理・運営について

- ①自動販売機を設置する場合、据付面を十分に確認した上で安全に設置すること。据え付る場合は、日本工業規格 (JIS) の据付基準又は一般社団法人日本自動販売機工業会作成の自動販売機据付基準マニュアルを遵守し、転倒防止措置に講ずること。
- ②販売物品の安全性確保のため、「食品添加物等の規格基準」(食品衛生法)、「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」(業界自主基準)等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすこと。
- ③防犯対策のため、偽造通貨(紙幣)の使用による犯罪の防止策が行われている自動販売機を設置すること。また、屋内設置ではあるが、「自動販売機堅牢化基準」(日本自動販売機工業会)を遵守し、犯罪防止に努めること。
- ④設置する自動販売機については、保守業務を随時行い、自動販売機の機能維持に努めること。
- ⑤借受人は、自動販売機の設置、管理、運営に必要な一切の業務を行い、商品補充及び変更、売上金の回収、釣銭の補充等は設置事業者が行うとともに、常に商品の賞味期限管理に留意し、衛生管理対策の徹底を行うこと。

(5) 販売品目の条件

- ①煙草・アルコール類の販売品は認めない。
- ②販売価格は、標準販売価格以下とすること。

(6) 故障時の対応

- ①設置する自動販売機に故障、問合せ並びに苦情についての連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。
- ②自動販売機に故障が生じた場合には、設置者において速やかに保守員を派遣し対応すること。

(7) 使用済み容器の回収

設置者は、使用済み容器の回収について以下の点に留意し、自動販売機設置場所周辺の美化に努めること。

- ①原則として自動販売機設置1台につき最低1基の割合で、使用済み容器回収ボックスを設置すること。なお、設置に係る費用は、設置者の負担とする。
- ②回収ボックスの素材は、樹脂製または金属製とし、容器の回収頻度や回収量を考慮し、使用済み容器が溢れ、周囲に散乱することがないように、十分な収容容積を確保すること。
- ③使用済み容器の回収は、設置者の責任において適切な頻度で行い、臭気等で不衛生な状態とならないよう細心の注意を払うこと。
- ④使用済み容器の処理は、容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）などの関係法令に基づき、適切に行うこと。

(8) 費用負担

自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担すること。

①電気代

自動販売機の設置・管理・運営にかかる電気代は、設置場所貸付料（以下「貸付料」という。）とは別に、設置者が市に対し支払うものとする。

なお、電気使用量の算出に当たっては、設置者の負担において子メーター（計量法に基づく検定または基準適合検査に合格したもので、有効期限内のもの）を設置し、毎月末又は施設管理者が指定した期日に検針を実施の上、料金については、各施設の毎月の電気料金に係る自動販売機の使用電力量按分を用いるものとする。

②自動販売機の設置にかかる費用

自動販売機の設置に際し、電気工事等を必要とする場合、その費用は設置者が負担するものとする。なお、工事を実施する際は、施設管理責任者の指示に従って行うこと。

(9) 原状回復

設置者は、貸付期間が満了または許可が取り消された場合は、速やかに原状回復し、施設管理責任者の確認を受けること。なお、原状回復に要する費用は設置者の負担とし、設置者は一切の補償を市に対し求めることができない。

(10) 遵守事項

貸付決定以降、貸付期間満了までの間は、以下の事項について遵守してください。

- ①賃貸借契約の条件を遵守し、貸付料を確実に納付すること。
- ②貸付物件への建物の建築や工作物の設置を行わないこと。
- ③貸付物件を第三者に転貸し、またはそれに類似する行為を行わないこと。
- ④本件賃借権を第三者に譲渡し、または他の権利を設定しないこと。
- ⑤自動販売機の設置及び管理運営に必要な一切の業務を第三者に委託しないこと。

## 4 物件調書

### 【物件番号⑭：村君公民館】

#### ○施設概要

ア 開館時間 午前8時30分 から 午後5時15分 まで

イ 開館日 次の閉館日を除く毎日

①国民の祝日に関する法律で定める休日

②火曜日（火曜日が祝祭日の場合は、その翌日を休館日とする。）

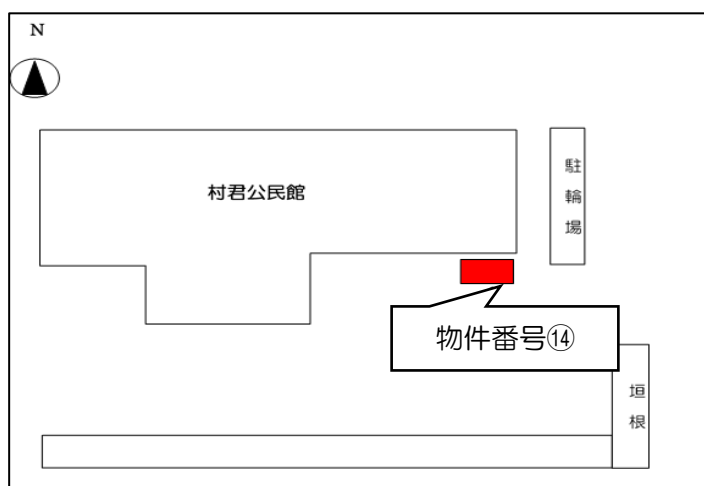
③年末年始（12月28日から1月4日）

ウ 勤務者数 5名（令和5年4月1日現在）

エ 利用者数 4,712人／年（令和4年度実績），3,245人／年（令和3年度実績）

○販売種別 物件番号⑭ 缶・ペットボトル

#### ○位置図



## 5 問い合わせ先

埼玉県羽生市東6丁目15番地

羽生市役所 企画財務部 財政課 契約係

電話：048-561-1121（代表）（内線373）

FAX：048-563-2322

e-mail：[keiyaku@city.hanyu.lg.jp](mailto:keiyaku@city.hanyu.lg.jp)



(様式第1号)

## 市有財産借用申込書

令和 年 月 日

羽生市長 河 田 晃 明 あて

申 込 者 所在地(住所)

法人名(個人名)

代 表 者 名

実印

自動販売機設置事業者募集に係る見積合せについて、募集要領その他関係書類の内容等を承知の上、下記のとおり借用したいので申し込みます。

記

### 1 賃借料率

貸 付 料 ( 料 率 )

<input type="text"/>	<input type="text"/>	•	<input type="text"/>	%
----------------------	----------------------	---	----------------------	---

### 2 物件

物件番号	財 産 名 称	物 件 所 在 地
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

### 3 期間

令和5年10月1日 から 令和8年9月30日 まで

(注意)

- 1) この書類は、物件番号ごとに作成してください。
- 2) 貸付料は算用数字を用いて記入し、小数点以下第1位までを記入してください。
- 3) 貸付料の訂正があるものは無効とします。

(様式第2号)

## 自動販売機の管理関係等に関する届出書

令和 年 月 日

羽生市長 河田 晃明 あて

設置者 所在地(住所)

法人名(個人名)

代表者名

下記の貸付物件に設置する自動販売機の個別業務等の実施者について、次のとおり届け出します。

### 1 貸付物件

物件番号	財産名称	物件所在地

### 2 個別業務の実施者

区分	実施者及び所属部署	連絡先(電話番号)
自動販売機所有者		
設置管理責任者		
故障時の対応者		
商品の補充者		
売上代金の回収者		
その他 ( )		

## 市有財産有償貸付契約書（案）

貸主 羽生市（以下「貸付人」という。）と借主 ○○○○（以下「借受人」という。）とは、次の条項により市有財産について借地借家法（平成3年法律第90号。以下「法」という。）第38条の規定に基づく定期建物賃借権の設定を目的とした有償貸付契約を締結する。

### （信義誠実等の義務）

第1条 貸付人及び借受人は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 借受人は、貸付物件が市有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

### （貸付物件）

第2条 貸付物件は、以下のとおりとする。

財産名称	所在地	貸付場所	貸付面積	台数
村君公民館	羽生市大字下村君 2227 番地	敷地内の一部 (建物玄関付近)	1.20 m <sup>2</sup>	1

### （指定用途等）

第3条 借受人は、貸付物件を自動販売機設置（以下「指定用途」という。）のために使用しなければならない。

2 借受人は、貸付物件を指定用途に使用するにあたっては、別紙仕様書に記載された事項を遵守しなければならない。

### （貸付期間）

第4条 貸付期間は、令和5年10月1日から令和8年9月30日までとする。

2 自動販売機の設置及び撤去の日は、貸付人及び借受人にて協議の上、貸付期間内で貸付人が指定する日（以下「指定期日」という。）とする。

### （契約更新等）

第5条 本契約は、法第38条の規定に基づくものであるから、法第26条、第28条及び第29条第1項並びに民法（明治29年法律第89号）第604条の規定は適用されないので、契約更新にかかる権利は一切発生せず、前条に定める契約期間満了時において本契約の更新（更新の請求及び建物の使用の継続によるものを含む。）は行われず、貸付期間の延長も行われぬものとする。

2 貸付人は、前条に規定する期間満了の1年前から6か月前までの期間（以下「通知期間」という。）に借受人に対し、貸付期間の満了により本契約が終了する旨を、書面によって通知するものとする。

3 貸付人は、通知期間内に前項の通知をしなかった場合においても、通知期間経過後、改めて期間の満了により本契約が終了する旨の書面による通知を借受人にした場合、当該通知日から6か月を経過した日をもって、本契約は終了する。

### （貸付料）

第6条 貸付料は、月毎の総売上金額（税抜）に貸付料率●●.●●%を乗じて得た金額に消費税相当額を加算した額とする。

2 前項により算出した額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。

### （貸付料の支払い）

第7条 借受人は、前条の貸付料を、契約期間中の年度ごとに貸付人が発行する納入通知書により、指定された納期限内に納付しなければならない。

2 貸付人は、前項の納入通知書について、各年度の上半期および下半期ごとに発行するものとする。

### （電気料金の支払い）

第8条 借受人は、本契約に基づき設置した自動販売機に、電気の使用量を量る子メーターを設置するものとする。

2 貸付人は、本件自動販売機が設置された施設全体の電気使用量及び使用料金を基に、子メーターが表示する使用量から按分した使用料金を算出し、借受人に対し納入通知書を発行する。

3 借受人は、前項の納入通知書の定める日までに、電気料金を納付しなければならない。

(延滞金)

第9条 借受人は、第7条及び第8条に基づき、貸付人が定める納入期限までに貸付料及び電気料金(以下「貸付料等」という。)を納入しなかったときは、貸付人に対し延滞金を支払わなければならない。

2 前項の規定による延滞金は、遅延日数に応じ、納付すべき貸付料等相当額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が定める率で算出した額とする。

3 前項の延滞金に100円未満の端数があるとき、又は延滞金の総額が100円未満であるときは、その端数金額又はその延滞金は徴収しないものとする。

4 借受人が貸付料等及び延滞金を納入すべき場合において、借受人が納入した金額が貸付料等及び延滞金の合計額に満たないときは、延滞金から充当する。

(費用負担)

第10条 自動販売機の設置、維持管理及び撤去、原状回復に要する費用は、借受人の負担とし、貸付人に対し費用の補償を求めることはできない。

(物件の引渡し)

第11条 貸付人は、第4条に定める貸付期間の初日に、貸付物件をその所在する場所において、借受人に対し引渡すものとする。

(契約不適合責任)

第12条 借受人は、引き渡された貸付物件が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完請求、貸付料の減額若しくは損害賠償の請求又は契約解除をすることができないものとする。

ただし、この契約が消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第1項に規定する消費者である場合にあっては、この限りではない。

(貸付物件の一部滅失)

第13条 借受人は、貸付物件が、その責に帰することができない事由により滅失又は毀損した場合、当該滅失又は毀損した部分につき、貸付人の認める金額の貸付料の減免を請求することができる。

(維持管理義務)

第14条 借受人は、貸付物件を常に善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

2 借受人は、貸付物件の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちにその状況を貸付人に対し通知しなければならない。

(維持補修)

第15条 貸付人は、貸付物件の維持補修の責任を負わない。

2 貸付物件の維持補修その他の行為をするために支出する経費は、すべて借受人の負担とする。

(第三者に対する損害賠償義務)

第16条 借受人は、貸付物件を指定用途に使用したことにより、第三者に対し損害を与えたときは、貸付人の責に帰すべき事由によるものを除き、その賠償の責を負うものとする。

2 貸付人が、借受人に代わって前項の賠償の責を果たしたときは、貸付人は、借受人に対し当該賠償費用について求償することができる。

(権利譲渡等の禁止)

第17条 借受人は、貸付物件を第三者に転貸し、又は本契約によって生じる権利等を譲渡し、若しくはその権利等を担保にすることができない。

(届出事項)

第18条 借受人は、次の各号の一に該当するときは、書面により速やかに貸付人に対し届け出を行わなければならない。

- (1) 借受人の本店所在地、商号又は代表者等の重要事項について変更があったとき。
- (2) 借受人の地位について合併による包括承継その他の変動が生じたとき。

(商品の盗難又は毀損)

第19条 貸付人は、設置された自動販売機、当該自動販売機で販売する商品若しくは当該自動販売機内の売上金又は釣銭の盗難及び毀損または停電等による売り上げの減少等について、貸付人の責に帰すことが明らかである場合を除き、その責を負わない。

(実地調査等)

第20条 貸付人は、貸付期間中、必要に応じ借受人に対し貸付物件や売り上げ状況等について所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は実地に調査することができる。

この場合、借受人は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(売上本数等の報告)

第21条 借受人は、自動販売機の売上本数及び売上額を貸付人に報告しなければならない。

- 2 報告は、毎月1日から月末までの実績を、各年度の上半期および下半期ごとにまとめ、上半期分は10月末日、下半期分は4月末日までに報告しなければならない。

(契約の解除)

第22条 貸付人は、借受人が本契約に定める義務に違反した場合には、本契約を解除することができる。

- 2 貸付人において、公用、公共用又は公益事業の用に供するため、貸付物件を必要とするときは、本契約を解除することができる。
- 3 貸付人は、借受人に次の各号のいずれかに該当する行為または事実があった場合、借受人に対し催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに本契約を解除することができる。
  - (1) 契約に先立ち借受人から提出された入札に関する各種提出書類(参加申込書、誓約書等)に虚偽の記載が確認されたとき。
  - (2) 貸付料等その他債務の支払いを納期限から2か月以上怠ったとき。
  - (3) 手形・小切手が不渡りとなったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。
  - (4) 差押・仮差押・仮処分・競売・保全処分・滞納処分等の強制執行の申立てを受けたとき。
  - (5) 破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、若しくは申立てをしたとき。
  - (6) 貸付人の書面による承諾なく、借受人が2か月以上貸付物件を使用しないとき。
  - (7) 貸付人の信用を著しく失墜させる行為を行ったとき。
  - (8) 借受人の信用が著しく失墜したと貸付人が認めるとき。
  - (9) 主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。
  - (10) 資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、貸付人が契約を継続しがたい事態になったと認めたとき。
  - (11) 貸付物件及び貸付物件が所在する庁舎等の行政財産としての用途又は目的を借受人が妨げると認められたとき。
  - (12) 前各号に準ずる事由により、貸付人が契約を継続しがたいと認めたとき。

(契約の失効)

第23条 天変地異により、貸付物件が使用できなくなり、又は本契約を継続することができない事態になったときは、本契約は直ちに失効する。

2 前項により本契約が失効した場合、貸付人、借受人相互に損害賠償の請求はしない。

(貸付物件の返還)

第24条 前2条の規定による契約の解除・失効及び貸付期間が満了したときは、借受人は、直ちに貸付物件をその所在する場所において、貸付人に返還しなければならない。

(原状回復義務)

第25条 貸付期間が満了し、又はその他の理由により本契約が終了する場合には、借受人は自己の費用をもって貸付物件の上に存する工作物その他借受人が本件公有財産に付属させたものを撤去し、貸付物件を原状回復しなければならない。ただし、貸付人が特に必要がないと認める場合はこの限りではない。

2 借受人は、原状回復後、直ちに貸付人の検査を受け、貸付人の承認を得なければならない。

3 本契約が終了したにもかかわらず、借受人が貸付物件を返還しない場合は、本契約の翌日から貸付物件の明け渡し完了までの間、借受人は貸付人に対して貸付料相当額の使用損害金を支払うほか、貸付人に損害がある場合は、使用損害金とは別に、その損害の全額を賠償しなければならない。

(損害賠償)

第26条 借受人は、本契約に定める義務を履行しないために貸付人に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として貸付人に支払わなければならない。

2 貸付人が、第22条第2項の規定により本契約を解除した場合において、借受人に損害が生じたときは、借受人は、貸付人に対しその補償を請求できるものとする。

(有益費等の請求権の放棄)

第27条 第24条の規定により貸付物件を返還する場合において、借受人が貸付物件に投じた改良費等の有益費、修繕費その他の費用があっても、借受人はこれを貸付人に請求しないものとする。

2 貸付人の承認の有無にかかわらず、借受人が貸付物件に対し施した造作については、本契約の終了の場合において、借受人は貸付人に対しその買取りを請求することができない。

(契約の費用)

第28条 本契約の締結に要する費用は、借受人の負担とする。

(個人情報)

第29条 借受人は、市有財産に関する情報提供に際し、公正性・透明性を図るために、本契約の個人情報にかかる氏名・住所の開示に同意するものとする。

(管轄裁判所)

第30条 本契約について訴訟等を行う場合は、羽生市を管轄する地方裁判所または簡易裁判所とする。

(疑義等の決定)

第31条 本契約に定めのない事項及び本契約に関する疑義が生じたときは、貸付人、借受人双方の協議により決定するものとする。

本契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、貸付人、借受人両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

埼玉県羽生市東6丁目15番地  
貸付人 羽生市  
羽生市長 河田晃明

借受人

## 災害時における自動販売機内商品の無償提供に関する協定書（案）

羽生市（以下「貸付人」という。）と〇〇〇〇（以下「借受人」という。）は、令和〇〇年〇〇月〇〇日付で締結した「市有財産有償貸付契約」（以下「貸付契約」という。）に基づき設置した自動販売機（以下「本件自動販売機」という。）内の商品に係る無償提供の取扱いについて、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等（以下「災害」という。）が発生した場合において、本件自動販売機内の商品に係る無償提供の取扱いについて定めることにより、借受人が本件自動販売機を設置した施設（以下「本件施設」という。）の来場者、職員その他の関係者（以下「利用者等」という。）の飲料水の確保に関する支援体制を確立し、もって利用者等の安全確保に資することを目的とする。

### （対象貸付物件）

第2条 この協定の対象とする自動販売機の貸付物件は、以下のとおりとする。

財産名称	所在地	貸付場所	貸付面積	台数
村君公民館	羽生市大字下村君 2227 番地	敷地内の一部 (建物玄関付近)	1.20 m <sup>2</sup>	1

### （協力要請）

第3条 貸付人は、災害が発生した場合において災害対策本部を設置し、本件施設が避難所として利用される場合において、借受人の協力を必要と判断した場合は、借受人に対し災害時における自動販売機内商品の無償提供要請書（様式第9号）（以下「要請書」という。）により協力を要請する。

2 前項の規定に関わらず、緊急を要する場合は、貸付人は、借受人に対し口頭又は電話等で協力を要請することができる。なお、この場合において、貸付人は、借受人に対し、後日速やかに要請書を交付する。

### （協力内容）

第4条 借受人は、前条の規定により協力の要請があったときは、次の各号に掲げる事項について協力する。

- (1) 本件自動販売機内の商品を無償提供すること。
  - (2) 本件自動販売機の取扱いについて貸付人に必要な助言を行い、又は自動販売機の操作を行うこと。
  - (3) その他、貸付人借受人協議の上必要と認めたこと。
- 2 借受人は、前項各号に規定する協力事項を実施するために必要な物品、本件自動販売機の操作方法を明記した書面等をあらかじめ貸付人に提出しなければならない。
- 3 貸付人は、前項の規定により提出された物品等を厳重に保管しなければならない。

### （管理運用）

第5条 借受人は、この協定の有効期間中において、貸付人に本件自動販売機の専用鍵を貸与するものとする。ただし、無償提供時に鍵を必要としない自動販売機はこの限りでない。

- 2 貸付人は、専用鍵の貸与を受けるにあたり、借受人に専用鍵の管理者を自動販売機専用鍵管理者通知書（様式第10号）により通知するものとする。
- 3 貸付人は、専用鍵を紛失、破損等をしたときは、直ちに借受人に通報するとともに、専用鍵の再製造に係る費用を負担しなければならない。この場合において、本件自動販売機内の商品を紛失した場合には、当該商品の代金を負担しなければならない。

### （連絡窓口）

第6条 貸付人及び借受人は、この協定に関する連絡窓口を常に災害時緊急連絡体制表（様式第11号）により相互に明らかにしておくものとする。

(協定期間)

第7条 この協定の有効期間は、貸付契約の開始日から満了となる日までとする。ただし、貸付契約が解除された場合は、貸付契約の開始日から解除の日までとする。

(費用負担)

第8条 この協定の履行に関して必要な費用は、全て借受人の負担とする。ただし、貸付人が必要があると認めた場合は、この限りでない。

(協議)

第9条 この協定に関して疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、貸付人借受人協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、貸付人、借受人両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

埼玉県羽生市東6丁目15番地  
貸付人 羽生市  
羽生市長 河田晃明

借受人



(様式第9号)

## 災害時における自動販売機内商品の無償提供要請書

令和 年 月 日

様

羽生市長 河田 晃 明

災害時における自動販売機内商品の無償提供に関する協定書第3条の規定により、次のとおり要請します。

対象自動販売機	財産名称 : 所在地 : 台数 :
要請日時	令和 年 月 日 ( ) 時 分
要請者(羽生市)	所属 : 部 課 氏名 :
応答者	
要請理由	
災害対策本部設置日	令和 年 月 日 ( )
その他	

(様式第10号)

## 自動販売機専用鍵管理者通知書

令和 年 月 日

様

羽生市長 河田 晃 明

災害時における自動販売機内商品の無償提供に関する協定書第5条の規定により、次のとおり通知します。

対象自動販売機	財産名称 : 所在地 : 台数 :
自動販売機専用鍵管理者	所属 : 部 課 氏名 :

(様式第 1 1 号)

## 災害時緊急連絡体制表

貸付人 羽生市

順位	所 属 ・ 氏 名	緊 急 連 絡 先
		電 話 ：
		F A X ：
		メールアドレス ：
		電 話 ：
		F A X ：
		メールアドレス ：
		電 話 ：
		F A X ：
		メールアドレス ：

借受人 ○○○○○

順位	所 属 ・ 氏 名	緊 急 連 絡 先
		電 話 ：
		F A X ：
		メールアドレス ：
		電 話 ：
		F A X ：
		メールアドレス ：
		電 話 ：
		F A X ：
		メールアドレス ：